

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び55年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで

私は、昭和48年11月から60年8月まで海外に居住していたが、永住する気は無かったので、51年の長女出産に際し一時帰国した時に、国民年金に関心の高かった母が、日本にいる間だけでも、市役所支所で私の国民年金加入手続きをしてくれて国民年金保険料を納付してくれた。また、55年の長男出産に際し、一時帰国した時には、私が義姉に長女を預けて同じく市役所支所で3か月毎に国民年金保険料を納付した。

市役所で納付した記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、長女出産のため、日本に一時帰国している時に、母親に国民年金の加入手続きをしてもらい、市役所で国民年金保険料を納付してもらったとしており、また、申立期間②については、長男出産のため、日本に一時帰国している時に、自ら市役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人は、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間は無く、また、申立人の母親は、昭和36年4月に国民年金に加入し、60歳に達するまで国民年金保険料の未納が無いことが確認できることから、申立人及びその母親は納付意識が高かったことがうかがえる。

また、当時の国民年金法によれば、20歳以上60歳未満の海外在住邦人であった期間は適用除外である一方で、一時帰国が確認できる申立期間において、申立人が所持する母子健康手帳から、国民健康保険の出産育児一時金の受給が

確認でき、申立人は外国での永住を考えていなかったとしていることから、申立期間①及び②は国内居住要件を満たしていたとして国民年金に強制加入すべき期間であったと推認される。

さらに、申立人は、昭和 58 年 8 月 5 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 7 月及び 8 月の保険料を納付しているが、同年 7 月以降 60 歳に達する月の前月までの月数（285 か月）に、同年 7 月以前までの厚生年金保険の被保険者期間及び合算対象期間（会社員の妻としての期間）を加えても 300 か月に足りず、申立人は、国民年金の受給要件を満たすことができないままに保険料納付を開始したとは考え難く、申立期間①及び②に係る保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から47年3月まで

勤務先の会社を退職後、当時婦人会の役員をしていた実母が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。真向かいの家に嫁いだ後は自営業の夫が夫婦二人分まとめて集金人に納付してくれていた。年金を受給する際に結婚前後の加入期間が未納になっているのに気づき、近所の婦人会の方達に相談したところ、保険料を納付していたのは間違い無いとのことであるし、母や夫が納付になっているのに私の分だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外に39か月間の国民年金保険料の未納期間があるが、当該未納期間は申立期間以降220か月以上の国民年金保険料をすべて納付した後の期間である。

また、申立期間当初から申立人と同じ町内に住む住民二人の証言によると、「私達が住んでいる地域は、自治会の会長が国民年金の納付勧奨をたびたび行っており、特に強制加入の者には必ず加入するよう強く言っていた。」としている上、近所の住民3人の国民年金の加入記録を見ると、いずれの者も昭和36年4月以降、未納無く国民年金保険料を納付していることが確認できることから、地域として国民年金に関する加入及び納付意識の高さがうかがえる。

さらに、市の資料によると、「納付書」による納付方法に切り替えられたのは昭和47年4月以降であり、それ以前は「納付組織」による保険料徴収を行っていたとしており、収納方法についても申立内容と一致している。

加えて、申立人は、婚姻前は同居していた実母に、実家の向かいの家に嫁いだ後は自営業を営む申立人の夫にそれぞれ自身の国民年金保険料の支払いを

依頼していたとしているところ、申立期間における実母及び夫の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、家族として国民年金の納付意識の高さがうかがえることから、申立期間に係る国民年金保険料を申立人のみが納付となっていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から同年9月まで

私は、昭和58年7月から60年10月までの期間について、A市に在住して、国民年金保険料を付加保険料を含め毎月支払っていたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和48年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除く国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無く、60歳以降に国民年金に任意加入し、定額保険料に加えて付加年金保険料を前納していることから、国民年金の加入意識及び保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立期間及びその直後の2か月の過年度保険料の納付済み期間を除き、その前後の期間は72か月にわたり定額保険料に加えて付加年金保険料を納付済みであることが確認でき、保険料の納付が困難となる経済的な事情もうかがえないことから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年6月まで

私は、主人が厚生年金保険に加入していたので、昭和61年4月から第3号被保険者となり、国民年金に加入した。

主人が会社を退職した後、平成8年11月から10年3月まで保険料を納付し、同年4月に最初の免除申請の手続きを行い、それ以降毎年きちんと免除申請の手続きを行っていた。

平成13年度の免除申請に市役所に行った際、現金の入った封筒を窓口のカウンターに忘れ、すぐに気が付き引き返したが、既に封筒は無く、係の人に尋ねたところ、無いと言われた。その後何度も市役所に足を運び、その係の人に封筒について確認を行った。結局、係の人を追い詰めてしまったことで申立期間に係る免除申請ができなくなったとしか思えてならない。納得できないので、調査して理由を明確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年11月の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを適切に行っている上、平成10年度以降における保険料の免除に関する申請については、申立期間を除き、継続して手続きを行っていることが確認でき、年金への加入意識は高いことがうかがえる。

また、申立人は、免除に関する更新手続きの案内が届けば、直ちに市役所を訪れ、毎年必ず申請手続きを行ったと強く主張しているところ、市によれば、免除の申請に関する案内は、例年、4月初旬に郵送していたとしている上、社会保険庁の記録によると、申立期間を除き、申立期間の直前の年度を含む複数回ある免除期間について、それぞれ毎年4月に申請されていることが確認できるこ

とから、申立期間に係る年度についても4月に申請されたと考えるのが自然であり、申立期間に係る平成13年度の申請については、何らかの事情により遅延して処理された可能性も否定し得ない。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、夫の勧めもあり、国民年金制度が発足した当初から国民年金に任意加入した。加入手続は、夫が市役所で行ってくれたと思う。国民年金保険料は自宅に来た集金人に納付し、その際、集金人が、国民年金手帳に印紙を貼って検認印を押していたことを覚えている。

65歳になり、老齢年金の請求書類を社会保険事務所に提出した際に、申立期間の3か月分の保険料が未納であると言われたが、納めていたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間において国民年金保険料の未納期間は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間(3か月)の前は117か月、後は217か月(第3号被保険者期間を除く。)と長期にわたって国民年金保険料を納付している上、申立期間の前後を通じて住所の変更など生活環境に大きな変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情はみられないことから、申立期間についても、国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年3月まで

私は、昭和41年3月に結婚後、45年ごろまで、夫が住み込みで働いていた店で、店主夫婦と同居していた。結婚してすぐに、店主が私の国民年金の加入手続をしてくれて、国民年金保険料については、3か月に一度訪れる集金人に、私、夫、店主のうち、その時手の空いている者が3人分を納めてきた。

ずっと夫や店主と共に国民年金保険料を納めていたのに、申立期間について、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間（6か月）の前は、54か月、後は平成4年2月に厚生年金に加入するまでの262か月にわたり国民年金保険料の未納が無く、結婚後は、国民年金保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、転居等生活状況の大きな変化は無く、申立期間の国民年金保険料の納付が困難となるような事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人とその夫及び店主のいずれかが、3人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているところ、申立人の夫及び店主については、申立期間及びその前後の期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人についても、申立期間の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月及び平成8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月
② 平成8年11月

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後、私達夫婦は夫の実家の店を手伝っていたが、昭和41年4月に分家して独立した。そのころ私は多忙で、年金の手続を行うのを忘れていた。

その後、夫も国民年金に加入していなかったことが分かって、私が、夫の加入手続を行った。夫婦の国民年金保険料は、店舗兼自宅に来る集金人に一緒に納付していた。

ねんきん特別便が届き、夫婦共に未納期間があることを知って驚いた。店は日曜日以外休むことは無く、夫婦どちらかが必ず店番をして、不在にすることは無かった。集金人が来ているのに保険料を納付しないということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年1月ごろに、夫が国民年金に加入して以降、申立期間（計2か月）を除き、60歳に達するまで国民年金保険料の未納期間は無く、さらに60歳以後も任意加入をしているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて、仕事や住所等生活状況に大きな変化は無く、申立期間の国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を毎月集金人に納付したとしており、市役所によると、当該期間当時は集金人による収納を毎月行

っていたとしていることから、集金人が、年度途中の申立期間①及び②のそれぞれ1か月分のみを収納しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月1日から9年12月25日までの期間について、その主張する34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から9年12月25日まで
② 平成9年12月25日から12年8月ごろまで

平成8年4月1日から9年12月25日までの期間について、私はA社に勤務していて、厚生年金保険の記録はあるが、標準報酬月額が9万2,000円となっている。実際は手取りで月20万円程度の給与をもらっていたので、調査してほしい。

平成9年12月25日から12年8月ごろまでの期間について、社会保険庁の記録では、9年12月25日に資格喪失したことになっているが、私は12年8月ごろまで引き続きA社に勤務していた。8年ごろから会社は経営状況が悪化し、報酬の遅払いや未払いが始まった。社会保険庁の記録では9年12月25日に全喪となっているが、当時、経営不振により社会保険を打ち切ると会計担当者から言われたことを記憶している。その間、私は国民健康保険に加入していた。会社は、14年ごろに不渡りを出し倒産したとのことだが、当時の事業主と会計担当者の連絡先が分かるので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立人の平成8年4月から9年11月までの標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった(全喪)日と同日の同年12月25日付けですべての従業員9人が資格喪失しており、申立人を含む二人について、標準報酬月額が8年4月1日

に遡^{そきゅう}及して訂正され、9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当時の社会保険事務の担当者は、「社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員の指示により、全喪の手続きをした。」と証言している。

さらに、申立人は取締役であったところ、当時の事業主及び経理担当者からは、「申立人は社会保険の手続きには一切関与しておらず、取締役としての仕事や報酬は無く、給与は労働の対価であった。」旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、このような処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円であると認められる。

一方、申立期間②については、複数の元同僚の証言等から、申立人が当該期間においても、A社に継続して勤務していたことは推認できるが、上記のとおり、A社は平成9年12月25日に全喪していることが確認できる上、複数の元同僚の証言によると、全喪後は給与から保険料が控除されていなかったとしている。

また、申立期間②のうち、平成10年1月から12年8月までについては、申立人は65歳を超えており、当時の制度上、厚生年金保険被保険者になれない期間となっている。

さらに、申立人は、申立期間②において国民健康保険に加入していたとしており、その事実が市の国民健康保険の加入記録により確認できることから、申立人が当該期間において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年11月から4年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年12月26日まで
平成5年12月6日に標準報酬月額を遡^{そきゅう}及して訂正されていたことを全く知らなかった。当時は20万円から25万円くらいもらっていた。申立てに係る事業所は4年12月に退社したが、その時の給料が半分の12万6,000円(その間の標準報酬月額) というのは全くでたらめである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、平成3年11月から4年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(5年3月31日)の後の同年12月6日付けで、申立人を含む70人について標準報酬月額が3年11月1日に遡^{そきゅう}及して訂正され、申立人については12万6,000円に引き下げられた記録となっているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年11月から4年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は26万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から32年3月1日まで

当時、給料明細書も無く、茶封筒にその月と氏名が表に記載された給与袋を渡されるだけだった。徒弟制度のようなものが残っていた時代で、5年間の修業を終え、それから結婚するまでの6年間、A社で働いたが、厚生年金に加入していたことすら知らなかったため、脱退手当金を請求したり、受給したはずはない。修行時の先生も随分前に亡くなり、お店も無くなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者で、脱退手当金の受給要件を満たす元同僚14人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含む二人と少ない上、申立人以外に脱退手当金の受給記録がある元同僚は、会社からの説明は無く、自分で請求したと証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、在職中に当該事業所から厚生年金保険のことについて全く説明を受けておらず、厚生年金保険被保険者証も渡されたことは無く、ねんきん特別便により初めて当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを知ったため、同社の退職に当たり脱退手当金の請求手続きができたはずがないと主張しているところ、当時の元同僚二人が、申立人と同様に在職中に厚生年金保険のことについて全く説明を受けておらず、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを知ったのは、60歳を超えてからであると証言しており、申立人の主張は信憑性が高い。

さらに、申立人の生年月日は、昭和5年*月*日であるところ、当該事業所

に係る厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の生年月日は「昭和5年*月*日」と誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求を申立人本人が行ったのであれば、これらの名簿等に記載されている生年月日は正しいものに訂正されることが考えられることを踏まえると、申立人がその意思に基づいて脱退手当金を請求したとするのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から63年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、48年1月から同年9月まで9万2,000円、同年10月は13万4,000円、同年11月から49年3月まで8万円、同年4月から50年12月まで17万円、51年1月から同年7月まで18万円、同年8月から同年12月まで15万円、52年1月から同年3月まで28万円、同年4月から同年6月まで15万円、同年7月から53年12月まで28万円、54年1月から同年3月まで32万円、同年4月から同年8月まで28万円、同年9月から55年9月まで32万円、同年10月から同年12月まで28万円、56年1月から同年12月まで34万円、57年1月から同年3月まで41万円、同年4月から同年8月まで34万円、同年9月から60年9月まで41万円、同年10月から61年8月まで36万円、同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から63年3月まで47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から63年4月1日まで

私は、昭和41年にA社が創立してから勤務していた。その際は社員も4、5人で、社長が経理を行っていたが、42年に事業所が法人（B社）になってからは、経理士が経理事務を行った。経理士を信用していたので今まで分からなかったが、テレビで標準報酬のニュースを報道していたころ、気になって社会保険事務所で確認したところ、このように低い標準報酬月額を届出されていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は申立期間のうち、昭和

48年1月から63年3月までの期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、48年1月から同年9月まで9万2,000円、同年10月は13万4,000円、同年11月から49年3月まで8万円、同年4月から50年12月まで17万円、51年1月から同年7月まで18万円、同年8月から同年12月まで15万円、52年1月から同年3月まで28万円、同年4月から同年6月まで15万円、同年7月から53年12月まで28万円、54年1月から同年3月まで32万円、同年4月から同年8月まで28万円、同年9月から55年9月まで32万円、同年10月から同年12月まで28万円、56年1月から同年12月まで34万円、57年1月から同年3月まで41万円、同年4月から同年8月まで34万円、同年9月から60年9月まで41万円、同年10月から61年8月まで36万円、同年9月は47万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から63年3月まで47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が昭和48年1月から63年3月までの期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和42年6月から47年12月までは、申立人が所持する、当該期間のうちの53か月分の給料明細書から、厚生年金保険料を控除されていないことが確認でき、事業主は当時の人事記録等は既に破棄しており、当時の状況は不明であるとしている上、元同僚から聴取しても、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言等は得られず、ほかに厚生年金保険料の控除を裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和42年12月1日から63年4月30日までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では、43年1月31日から同年2月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

A社B工場が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、同工場における資格喪失年月日は昭和43年2月1日となっているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している社内広報（同社における辞令が記載されたもの）及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、A社B工場が保管している健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の同社B工場における資格喪失日が昭和43年2月1日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の昭和42年12月の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年3月31日でA社を退職しているが、3月分の保険料を4月分の給料で徴収されているので、資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、合併を繰り返し、現在はB社に事業が引き継がれているが、同社によると、A社の人事記録は保管していないとしており、申立人の在籍を確認することができないが、申立人が記憶する3人の元同僚は、申立人が昭和43年3月31日まで勤務していたことをそれぞれ証言しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び前述の元同僚のうちの1人によると、A社の給与については、前月21日から当月20日までのものを当月25日に支給していたとしており、申立人が保管する昭和42年9月分からの給与明細書を見ると、社会保険庁による健康保険料率の改定があった同年8月の改定後の保険料が控除されていることが確認できる。このことから、同社においては、厚生年金保険料を翌月に控除していたものと認められ、申立人が保管する43年4月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和43年4月分の給与明細書に記載された控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の書類が残っていないため不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和43年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日及び同社本社における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和40年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月31日から同年3月1日まで

私は、昭和19年1月31日から56年9月30日までA社で勤務したが、同社B支店から本社へ異動した際の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和19年1月31日から56年9月30日までA社に継続して勤務し（40年2月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は事務を適正に行っており、申立期間が未加入になっているのは不自然であると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和42年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月11日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社して以来、61年10月末に退職するまでの間、同社に継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の経歴書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社において昭和38年4月1日から61年10月31日までの間、継続して勤務し（42年4月10日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店に係る社会保険事務所の昭和42年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C営業所（適用事業所名はA社）における資格取得日に係る記録を昭和45年2月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月4日から同年3月2日まで

私は、昭和40年3月22日付けでA社に入社し、45年12月28日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び同社の社内報から、申立人が昭和40年3月22日から45年12月28日までの間、同社に継続して勤務し（45年2月4日に同社D工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所に係る社会保険事務所の昭和45年3月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月1日まで

昭和46年3月21日付けでA社本社から同社B支店に異動したが、B支店での資格取得が同年4月1日になっているため1か月間の空白期間が発生している。記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社が保管する在籍証明書及び従業員詳細情報、A社連合健康保険組合発行の組合加入証明書、申立人に係る雇用保険被保険者加入記録並びに同社B支店の元上司の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年3月21日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月8日から同年6月1日まで
昭和36年5月8日付けで、A社のD支店からC支店に転勤となった時の1か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。同社には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたと確信しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員記録、職員略歴表及び退職給与金支払明細書並びに雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年5月8日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月のA社C支店に係る社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

私は、A市の市長から国民年金の加入を勧められ、20歳となった昭和39年6月ごろに加入手続を行い、同市長が私の国民年金保険料を集金してくれていた。

その後、昭和43年10月に結婚してB市に来たが、すぐにB市役所で国民健康保険と国民年金の手続を行い、集金人に3か月毎に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月に結婚し、同年11月ごろにB市役所で国民健康保険と国民年金に係る手続を行ったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳及び同市の国民年金被保険者名簿を見ると、両方とも46年5月11日にA市からB市への転入手続を行ったとする記載で一致しており、申立人の主張と相違する。

また、B市によると、国民年金保険料の収納方法について、昭和44年度までは印紙による収納であったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳の43年度及び44年度の国民年金印紙検認記録欄には、同市での収納を示す検認印が確認できないことから、同市において、申立期間のうち、当該年度中の国民年金保険料を現年度納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年5月までの期間、同年6月から47年3月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から45年5月まで
② 昭和45年6月から47年3月まで
③ 昭和47年4月から同年9月まで

私は、昭和43年10月に会社を退職した際、社員から、「今から国民年金に加入しないと、歳をとってから年金がもらえない。」と言われたので、国民年金に加入することにした。当時住んでいたA市の自宅に、葉書が送られてきたので、この葉書を持って、近所の郵便局で毎月400円くらいの国民年金保険料を納付していた（申立期間①）。

昭和45年6月に転居したB市では、茶色の薄っぺらい3ページくらいの冊子と納付書を持って、郵便局で毎月、国民年金保険料を納付していた。冊子は国民年金手帳よりも一回り小さく、1月から12月までの月数が記載されていて、納付月に印を押された。領収書も受け取っており、保険料は500円くらいだったと思う（申立期間②）。

昭和47年4月にB市内で引っ越ししてからは、上記の冊子と納付書を持ってB市役所の出張所か郵便局で毎月納付していたが、C市の郵便局ができてからは、この郵便局で納付書により納付していた。郵便局で納付するようになったところに、3か月に1回の納付に変わったと思う。このころに保険料を上乗せして納付できるようになり、500円くらいから900円くらいになったと思う（申立期間③）。

地震で証拠となるものは紛失してしまったが、私はA市に住んでいた時から保険料を納付し続けていたので、社会保険庁の記録には納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月3日に払い出され、同月17日に任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるため、申立人は同年10月17日ごろに国民年金の加入を行ったと推認される。したがって、申立人が申立期間①から③までに係る国民年金保険料を現年度納付するためには、申立期間①の始期である43年10月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、これが払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時における国民年金保険料の収納方法についてみると、申立期間①については、A市役所は、国民年金手帳を使用した印紙検認による収納であり、金融機関で納付することができる納付書は発行していなかったとしており、郵便局で納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間②及び③については、B市役所は、納付書による収納ではあったが、納付に際して冊子を使用することは無かったとしており、冊子と納付書を持って郵便局で納付したとする申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間①から③までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私は、昭和53年5月の国民年金法改正により第3回特例納付が実施されることもあって、国民年金に加入することになった。両親は、同年6月に、私の51年4月からの国民年金保険料を一括して納付し、その際に、A市役所職員に特例納付の手続をしてもらった。約2週間後に、両親は、私の44年4月から51年3月までの保険料を一括して特例納付した。両親は、このことを家計簿に記し、ノートに万年筆でメモしていた。

昭和56年に、父親は、家族の公租公課の納付状況を確認するため、議員などに調査を依頼していた。国民年金保険料についても同様の問い合わせをした結果、「未納期間は無い。」との回答を受けた。

昭和57年に、私は結婚してB市に転居した。転居の際に、両親は、私に関する書類や記録一式を手渡してくれた。その中にあったノートには、両親が保険料を納付してくれた、44年から51年3月までの納付済期間と、保険料額33万6,000円の記載があった。このノートは地震の時に紛失しているが、ノートの記載内容については、夫も確認している。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年6月末ごろに、両親が、自宅を訪問した当時のA市長に、申立期間に係る申立人の国民年金保険料33万6,000円を納付したと主張している。しかし、両親が国民年金保険料を納めたとする元市長は既に亡くなっており、元市長から国民年金保険料を受け取ったとする証言を得ることができない。また、A市役所及び申立期間当時の関係職員も、市長又は他の職員が、被保険者の自宅に出向いて国民年金保険料を集金することはあり得ないとし

ている。

さらに、社会保険庁による年金記録管理業務がオンライン化されたのは昭和59年であり、申立人の父親が家族の公租公課の納付状況を調査したとする56年当時、保険料の納付記録は、国民年金被保険者台帳（紙台帳）により社会保険事務所で保管、管理されていた。このため、昭和56年当時、保険料の納付状況は同台帳で確認したことになるが、現存する同台帳によると、申立期間に係る申立人の国民年金保険料は未納となっており、「未納期間はございません。」と回答を受けたとする申立人の主張とは矛盾する。

加えて、申立人の両親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年8月まで

私は、父親が国民年金に加入して間もないころに、「お前が来年国民年金に加入したら、保険料の支払いが増える。」と言っていたこと、また、私の20歳の誕生日前に、女性の集金人が、「20歳になったらお嬢さんも国民年金に加入するんですよ。」というようなことを言っていたことを覚えている。このようなことから、父親は、私が20歳になったころに私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。また、私は、父親が、集金人に保険料を納付していたことも覚えている。

父親は、きっちりとした性格だったし、私が20歳を過ぎて何年も、保険料を納付していないということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和42年5月24日に払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の31か月のうち26か月（38年2月から40年3月まで）分の国民年金保険料は、時効により納付できない。また、当該26か月分の国民年金保険料を現年度納付するためには、38年2月ごろに、上記とは別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記手帳記号番号の払出時点からみて、申立期間のうち5か月（40年4月から40年8月まで）分の国民年金保険料については過年度納付が可能であるが、申立人は、父親が、過去にさかのぼって申立人の国民年金保険料を納付したとは主張していない。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間に係る申立人の保険料の納付状況について確認することができないほか、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から56年3月まで

社会保険事務所の記録では、昭和50年12月から56年3月まで、国民年金保険料が未納と記録されているが、申立期間当時、父母が店を経営しており、店番をしていた私の母が集金人の方に私の国民年金保険料を納めてくれていた。母が保険料を納めてくれていたことは間違い無いので、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続や国民年金手帳及び当時の国民年金保険料額についての記憶が曖昧である上、申立期間同時に同居していた家族のうち、納付記録が確認できる両親を除く家族（申立人の弟及び妹）については、未納又は未加入期間となっており、国民年金保険料の納付は確認できない。

また、社会保険庁の記録から、昭和44年に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、市の収滞納記録において、申立期間に係る納付記録は確認できない。

さらに、昭和57年3月にも申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、この時点において、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である上、前述の44年に払い出された同手帳記号番号を取り消した上で、納付記録及び資格記録は適正に転記されていることが市の被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳のいずれの記録からもうかがえ、当該手帳記号番号によっても申立期間に係る納付記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年9月まで

A市居住時に、実姉の勧めにより郵便局にて任意の国民年金加入手続きを行い、その際に国民年金手帳の交付を受けた。その後、昭和50年5月に夫の転勤によりA市からB市に転居し、同市で住所変更手続きを行った際、B市でも新たに年金手帳の交付を受け、1年後にC市へ引っ越しすることを伝えたと、手帳2冊をまとめてC市に持っていくように指示を受けた。昭和51年6月にC市役所に赴いた際に2冊の手帳を提示したところ、B市において発行された手帳のみ返却があり、A市で発行された手帳は手元には戻ってこなかった。手帳の記載内容を確認するとA市での記録が無くなっており不審に思い、C市役所及び社会保険事務所などに足を運び問い合わせたが、結局A市での納付の記録は無いとのことであったが納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市で国民年金手帳の交付を受けた後にB市でも新たに年金手帳の交付を受けたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号はB市で昭和50年11月10日に払い出されているのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料を自宅に送られてきた納付書により郵便局で納付していたとしているが、A市によると、同市内の郵便局が納付書による収納の取扱いを開始したのは昭和50年4月からであるとしており、申立内容と相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年3月まで

私は、同じ文化住宅に住んでいたAさんから、「国民年金に加入しないといけないようになった」と言われ、加入義務があると思い、自分で加入手続を行った。その後、昭和58年3月に国民年金を辞めた記録となっているが、私には辞める理由が無い。

また、国民年金保険料を最後に納付した際、係の女性に「サラリーマンの奥さんは第3号被保険者となるので国民年金保険料を納付しなくてもよくなった」と言われた。でも国民年金保険料を納付し続けた方が有利かと思っ「納付したい」と言ったら、「納付しても無駄」と言われて、訳も分からないまま、それ以降は納付しなくなった。申立期間については間違い無く保険料を納付していたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に国民年金の被保険者資格を喪失する理由が無いとしているが、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者原票によると、同年3月20日に資格喪失とされ、昭和57年度における納付月数についても11か月と記載されていることが確認できる上、B市の57年度の収滞納一覧表においても、最終資格得喪は58年3月20日とされ、同市におけるその後の事務処理にも不自然さはみられない。

また、B市の収滞納一覧表によれば、昭和57年度の第1期分から第3期分に相当する昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、口座引落としにより納付されているが、58年1月及び2月分の国民年金保険料については、同年3月22日に市役所の窓口において納付されていることが確認

できることから、同年3月ごろにおいて、口座引き落としから窓口納付へ納付方法の変更が行われ、同年1月及び2月分の国民年金保険料が納付され、同時期に資格喪失の手続が行われたものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年9月まで

私は、昭和36年2月に第一子が生まれ、同年に役所の方が、自宅にいられて、「今度、国民年金なるものができて、掛金は100円なので、加入してほしい。」と言われて、その方が義父の知人であったこともあり、義父の勧めで国民年金に加入して、自分自身で国民年金保険料を納付していたのに、未加入期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付していたとしているものの、国民年金の加入手続及び納付に関する記憶が明確でない上、申立人は10年にわたる申立期間中に手帳の更新を受けた記憶は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録、市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和46年10月27日に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立人は、任意加入の被保険者であったことから、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができない。

さらに、申立人は、義父からの勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の夫及びその兄弟についても、昭和36年4月から37年8月までの期間について、国民年金に加入すべき期間でありながら、国民年金に加入し、保険料を納付していた記録が確認できないなど、申立人が

36 年 4 月ごろに国民年金に加入し、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立期間内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月から29年5月ごろまで

私は、A県で昭和28年10月末にB社に採用され、20人近くの労働者と一緒にA県から本社工場近くの寮に集合し、複数の寮に分宿して同年11月1日から勤務した。私の仕事は1週間単位で昼勤と夜勤が交互にあった。翌年の5月か6月に解雇を通知され、寮長から重要な書類だと、失業保険給付手続に関する書類と厚生年金証書を渡された。健康保険証は寮長に返したはずである。

昭和53年に、B社での厚生年金保険被保険者記録が無いことを知った。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県で共に採用された元同僚の氏名を覚えていないが、申立期間当時、B社C事業所に勤務していた元正社員の氏名を覚えているなど、申立内容は具体的かつ詳細であり、勤務期間は明確でないものの、同社に勤務していたものと推認される。

しかしながら、B社の現在の担当者は、申立人について一切の記録が同社に残されていないことから、「申立人は臨時雇用（臨時工）と思われる。」とし、臨時工を厚生年金保険に加入させるようになったのは昭和35年5月1日以降であり、それまでは加入させていなかったとしている上、同社において臨時工から正社員に採用された二人は、「正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管するB社C事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 15 日から 45 年 4 月 1 日まで

昭和 44 年 5 月 1 日に A 社に入社し、研修生として一年間の研修が終わったので、会社から勤務証明をもらって 45 年 8 月に国家試験を受験した。44 年 5 月 1 日から一年間の研修生としての勤務実績があるのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社において、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している 22 人（研修生を含む。）及び同年 5 月 1 日に同資格を取得している申立人は、同年 10 月 15 日に同資格を喪失し、健康保険証を同月 27 日に社会保険事務所へ返却しており、そのうち申立人を含む 18 人は、45 年 4 月 1 日に同社において再度同資格を取得していることが確認できる。

また、申立人及び複数の元同僚の証言によると、昭和 44 年 10 月ごろに、A 社の経営する店舗間での異動があったことがうかがえる。

このことについて、B 社の担当者は、「当時の社会保険に関する資料は社内にも何も残っておらず、詳細は不明であるが、厚生年金保険の資格喪失手続きをとった場合には、該当者から保険料控除を行うことは考えられない。」としており、理由は不明であるものの、同社が何らかの事情により、研修生をはじめとする入社後間もない従業員について、資格喪失手続きをとったものと推認することができる。

さらに、申立人及び複数の元同僚の証言によると、申立人等は、A 社に入社

後、すぐには健康保険証を同社から受け取っておらず、元同僚のうちの一人は、「研修が終わった1年後に加入し、保険証をもらった気がする。」としていることから、申立期間を含む、入社から再度資格を取得した日までの期間について、申立人等は、厚生年金保険の加入及び保険料の控除を認識していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から42年4月まで
A市のB社C工場の下請け会社であるD社で働いていた期間が落ちています。昭和39年と41年の2回働いています。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

事業所の特定はできないものの、申立期間とほぼ同時期に、E市内の事業所における申立人の雇用保険の記録が確認できることから、申立人が申立期間にD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が「同時期と一緒に勤務した。」と供述する元同僚についても、D社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、社会保険事務所が管理するD社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間に同社において記録がある者は二人確認できるが、昭和41年3月22日以降に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は一人も確認できない。

また、当該原票の整理番号には欠番等が無く、記録に不自然な点は見られない。

さらに、D社は廃業している上、事業主も既に死亡しており、当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない上、同時期に勤務していたとする元同僚及び申立期間に記録のある者についても、既に死亡していることや、連絡先が不明であることなどから当時の状況についての供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 10 日から 44 年 3 月 1 日まで
昨年、社会保険事務所で年金の相談をした際に、私が A 社で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給されているので、この期間は年金の支給額には反映されないと言われた。
私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、A 社を退職後約 6 年経ってから（昭和 50 年 7 月ごろ）国民年金に加入しており、退職後すぐには加入していないことから、年金に対する意識が高かったとも認め難く、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 4 日から 36 年 8 月まで
② 昭和 36 年 8 月から 38 年 6 月 3 日まで

私は、昭和 34 年 6 月 4 日から 36 年 8 月まで A 社に勤務し、同月から 38 年 6 月 3 日まで B 社に途切れることなく勤務していたが、社会保険庁の記録によると、両社すべての厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社及び B 社に係る従業員数及び業務内容を記憶しており、申立人が両社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険庁の記録によると、A 社は、昭和 38 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認でき、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の元事業主及びその妻は既に死亡している上、申立人は、事業主以外の元従業員の氏名を記憶していないことから、申立期間①当時の状況について、確認することができない。

申立期間②については、社会保険事務局によると、申立人の記憶する所在地において B 社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無いとしている上、法務局においても、同社に係る商業登記簿を確認することができず、商工会議所に問い合わせても、同社及び類似社名での会員登録を確認することができない。

また、申立人の当該事業所に係る事業所名及び保険料の控除等に関する記憶

は曖昧である上、元同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②当時の状況について、確認を行うことができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 4 日から 34 年 7 月 21 日まで
昭和 33 年 8 月 2 日、A 社を退職後、B 社に入社したが、社会保険事務所の記録では資格取得日が 34 年 7 月 21 日となっている。納得できないので調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所である B 社において昭和 33 年 8 月 4 日から勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、34 年 7 月 21 日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36 年 1 月 21 日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、昭和 34 年 9 月まで同社に勤務していた元同僚の一人は、申立人のことを記憶してはいるが、勤務期間については覚えていないと証言していることから、申立人の勤務期間を特定することができない上、複数の元従業員は、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していないと証言している。

さらに、元同僚の一人は、「入社した初めのころは、保険料を引かれていなかった。厚生年金保険に加入したのは、2、3 か月後であると聞いていたが、実際には半年ほど遅かった覚えがある。」と証言している。

加えて、B 社は既に廃業しているため、当時の人事記録等を確認できず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできない上、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周

辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月7日から35年6月16日まで

私は、A社（所在地は、B町）に、昭和33年10月から35年6月16日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町にあったA社（以下、「新会社」という。）に勤務し始めた同時期に、C町にあったA社（以下、「旧会社」という。）を退職し、新会社に移ってきた元事務員を記憶しているとしているところ、当該元事務員については、旧会社において昭和33年10月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、別の会社において同資格を取得する35年10月1日までの被保険者記録が確認できず、この期間は申立期間とおおむね一致するが、当該元事務員は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

また、申立人は、自らを新会社に誘い、一緒に入社した知人及び新会社の事業主の氏名を覚えていないため、申立期間当時の申立人の勤務状況についての証言を得ることもできない。

さらに、新会社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない上、社会保険事務所が保管している旧会社に係る申立期間当時の厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は無く、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことがうかがえない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで勤務し、厚生年金保険に加入していました。証人も 3 人いるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が申立期間に同社に在籍していたことを確認できないとしている上、商業登記簿によると、同社は昭和 43 年 12 月にB町からC町に移転していることが確認できるところ、申立人は移転後の新社屋では働いていないとしている。

また、A社に在籍していたことを証言してくれるとして申立人が氏名を挙げた元上司及び元同僚二人に当時の状況を照会した結果、このうち二人は、当時申立人が在籍したことは確かであるが、在籍期間までは詳細に覚えていないと回答しており、残る一人からは体調不良により回答を得ることができない。

さらに、申立期間当時、A社に在籍していた別の元従業員3人は、「申立人は3年間も在籍していなかったし、正社員ではなかった。」、「申立人は古い作業場にはいたが、新社屋ではいなかったと思う。在籍期間は短かった。」、「申立人は昭和 42 年ごろにしか在籍していなかった。」とそれぞれ証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたものと推認することができない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の資格取得日は昭和 42 年 3 月 1 日、離職日は同年 10 月 31 日であることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、申立期間におけるA社に係る被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月11日から7年6月20日まで

A市のB社で社員として朝8時半から夕方5時半位まで勤務していた15か月の年金記録が漏れています。退職金通知書にパート販売社員とありますが、一般社員と同様の勤務でした。調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金通知書及びB社から提出された当時の従業員名簿及びパート販売社員就業規則により、申立人は、申立期間についてパート販売社員として同社に勤務し、就業時間は午前9時から午後2時40分までであったことが確認できる。

また、B社の担当者は、「パート販売社員は歩合給であり、超過勤務手当は無く、厚生年金保険料も控除することも無かった。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録を見ると、申立人は週30時間未満の短時間労働被保険者として平成6年9月11日にB社において被保険者資格を取得し、7年6月20日に離職していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について、配偶者の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。